

公益法人等の合併に係る課税関係

(合併における課税関係)

今回は、公益法人等の合併に係る適格要件や課税所得の範囲についての課税関係について概説する。

(ポイント)

- 公益法人等が税制上の適格要件を満たす場合
- 合併による課税所得の範囲の変更

1.適格要件

合併は資産・負債の移転を帳簿価額により引継ぎする適格合併と、時価による譲渡とする非適格合併とに区分される(法法22の八)。

適格合併は100%グループ内の合併、50%超100%未満のグループ内の合併、共同事業を営むための合併の3つがあるが、公益法人等は持分がないため共同事業要件を満たす合併のみが適格合併となる(法令4の3IV)。

2.合併に伴う課税所得の範囲の変更

①特定普通法人が被合併法人の場合

特定普通法人を被合併法人、公益法人および一般法人のうち非営利型法人を合併法人とする合併は、適格合併には該当しないとみなされる(法法10の3Ⅲ)。

②特定公益法人等(注)が被合併法人の場合

普通法人が特定公益法人等を被合併法人とする適格合併を行う場合には、合併前の収益事業以外の事業から生じた所得の累積額または欠損金の累積額は合併の日の属する事業年度の益金または損金に算入される(法法64の4Ⅱ)。

(注)公益社団・財団法人、一般社団・財団法人で非営利型および社会医療法人をいう。

合併の種類

| 合併法人(存続法人) 被合併法人(消滅法人) | 公益社団・財団法人 | 一般社団・財団法人 | 株式会社 |
|---------------------------|-----------|-----------|------|
| 公益社団・財団法人 | ○(注1.2.6) | ○(注1.2.5) | × |
| 一般社団・財団法人 | ○(注1.2.4) | ○(注1.2.3) | × |
| 株式会社 | × | × | ○ |

(○…合併可能、 ×…合併不可能)

(裏面に続く)



公益法人等の合併に係る課税関係

(注1)一般社団法人同士または公益社団法人同士の合併である場合には、存続法人は一般社団法人または公益社団法人でなければならない(つまり財団法人を存続法人とはできない)。財団法人同士の合併も同様の考え方となる。

なお、上記の社団と財団の合併も可能だが(注2)の制限あり(一般法243①)。

(注2)合併法人である一般社団法人または公益社団法人が合併契約締結日までに基金の全額を返還していないときは、合併後存続する法人は一般社団法人または公益社団法人でなければならない(つまり財団法人を存続法人とはできない)(一般法243②)。

(注3)移行法人を被合併法人として、一般社団・財団法人を合併法人とする合併が行われた場合には、合併後存続する一般社団・財団法人を移行法人とみなして、引続き公益目的支出計画を実施しなければならない(整備法126③)。

(注4)移行法人を被合併法人として、公益社団・財団法人を合併法人とする合併が行われた場合には、その合併効力日において、公益目的支出計画の実施完了の確認を受けたものとみなされる(整備法126⑤)。

(注5)公益社団・財団法人を被合併法人として、一般社団・財団法人を合併法人とする合併の場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する金額を合併の日から1ヵ月以内に類似の事業を目的とする他の公益社団・財団法人等または国もしくは地方公共団体に贈与しなければならない(認定法5⑰)。

(注6)公益社団・財団法人間の合併の場合には、公益目的事業財産が、合併後存続する公益社団・財団法人によって引続き公益目的事業に供されることから贈与を行う必要はない(認定法5⑰かっこ書き)。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<決算作業と変更届出>

今年も4月中旬となり、決算スケジュールで多くの3月決算法人は繁忙期を迎えることだろう。決算書や事業報告の作成等を経て、監事監査、理事会開催、定時社員総会(評議員会)開催、定期提出書類の提出でスケジュールは一段落となるが、社員総会(評議員会)での役員等の改選時は、変更登記や届出を失念しがちになるので気を付けたい。一般法人(公益目的支出計画履行中の法人に限る)は、代表者に変更があった場合には遅滞なく行政庁(内閣府または都道府県)に届出の必要がある。公益法人はこれに加え、理事、監事、評議員、又は会計監査人が新たに就任し、又は退任した場合に行政庁に変更の届出が必要となる。なお、これらの者が任期満了後に再任する場合は届出は不要である。しかし、登記上は役員等が退任後、新たに就任したこととなるため、変更の登記が必要である。決算手続に当たり役員等変更に伴う場合には、必要な手続が漏れないよう注意が必要だ。



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。